

		一般健康診断				
		雇入時の健康診断	定期健康診断	特定業務従事者の定期健康診断	海外派遣労働者の健康診断	給食従業員の健康診断
対象者	常時使用する労働者	常時使用する労働者(特定業務従事者を除く)	特定業務に常時従事する労働者	本邦外の地域に6月以上派遣しようとする(派遣した)労働者	給食の業務に従事する労働者	
実施時期	雇入の際	1年以内ごとに1回(定期)	①配置替えの際 ②6月以内ごとに1回(定期)	①本邦外の地域に派遣しようとするとき ②派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき(一時的な場合を除く)	①雇入の際 ②配置替えの際	
検査項目	①既往歴及び業務歴の有無 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	①既往歴及び業務歴の有無 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び <b>かくたん検査</b> ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	①既往歴及び業務歴の有無 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び <b>かくたん検査</b> ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	①既往歴及び業務歴の有無 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び <b>かくたん検査</b> ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査 その他	① <b>検査便</b>	
省略項目	次の項目で医師が必要でないと認めるとき ③身長検査 ③腹囲検査 ④胸部エックス線検査 ④かくたん検査 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	③身長検査 ③腹囲検査 ④胸部エックス線検査 ④かくたん検査 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	③身長検査 ③腹囲検査 ④胸部エックス線検査 ④かくたん検査 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	③身長検査 ③腹囲検査 ④胸部エックス線検査 ④かくたん検査 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	③身長検査 ③腹囲検査 ④胸部エックス線検査 ④かくたん検査 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査	
省略対象者	医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、省略することができる	雇入時の健康診断、海外派遣労働者の健康診断又は <b>特殊健康診断</b> を受けた者については、当該健康診断の実施日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目については、省略して行うことができる	雇入時の健康診断、海外派遣労働者の健康診断又は <b>特殊健康診断</b> を受けた者については、当該健康診断の実施日から6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目については、省略して行うことができる	雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の定期健康診断又は <b>特殊健康診断</b> を受けた者については、当該健康診断の実施日から6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目については、省略して行うことができる(派遣時のみ)		
通達等	・期間の定めがある労働契約により使用されている者であっても、1年(一定の有害業務従事者については6月)以上使用されることが予定されている者は、常時使用する労働者に含まれる	・期間の定めがある労働契約により使用されている者が、契約の更新により、1年引き続き使用されている場合には、その者についても定期健康診断を実施しなければならない	・胸部エックス線検査及び <b>かくたん検査</b> は、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りる ・特定業務とは、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、一定の有害放射線にさらされる業務、坑内における業務、深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務などを含む			

		特殊健康診断			その他重要箇所	
		有害業務従事中の特殊健康診断	有害業務従事後の特殊健康診断	歯科医師による健康診断		
対象者	次に掲げる有害な業務に従事する労働者 ・高圧室内業務及び潜水業務・放射線業務 ・特定化学物質等を製造若しくは取り扱う業務 ・鉛業務・四アルキル鉛等業務 ・有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	次に掲げる有害物質を製造し、又は取り扱う業務に従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの ・ベンゼン及びその塩 ・ジクロロベンゼン及びその塩 ・アモサイト・石綿等	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他毒又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者		<p>●臨時健康診断(法66条4項) 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他の必要な事項を指示することができる</p> <p>●自発的健康診断の結果の提出(法66条の2) 深夜業に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事業が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して省令で定める要件に該当するものは、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者へ提出することができる</p> <p>●保健指導等(法66条の7) 事業主は、一般健康診断又は自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない</p> <p>●面接指導等(法66条の8) 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して省令で定める次の要件に該当する労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない</p> <p>①休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超える者 ②疲労の蓄積が認められる者</p> <p>ただし、1月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く</p>	
実施時期	①雇入の際 ②配置替えの際 ③その後定期(業務によって6月または3月以内ごと)	①6月以内ごと(定期) (一定のものについては1年以内ごと(定期))	①雇入の際 ②配置替えの際 ③6月以内ごと(定期)			